平成２１年（フ）第２１７３号
広島県廿日市市阿品台東３番15―503号
債務者　澤田　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９号
広島県東広島市西条中央１丁目７番４―302号エルダーコーポレス
債務者　禎田　香織
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
広島県廿日市市宮内1024番地６
債務者　中平志津生
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７号
広島市西区己斐本町２丁目20番３―103号
債務者　舩井紀美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１号
広島市佐伯区五日市中央５丁目８番６―106号第二武井ビル
債務者　棚橋　光和
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
広島県東広島市黒瀬町楢原60番地104
債務者　桝本　諄子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６０号
北九州市小倉北区板櫃町23番６号
債務者　森　　康典
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６号
大分市大字寒田658番地の８　県営１Ａ３―17
債務者　甲斐　義章
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８９８号
鹿児島県鹿児島市城西３丁目６番17号　マルシンビル202号
債務者　中ノ上　綾
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道苫小牧市美園町４丁目12番14号
債務者　江戸　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９号
福島市森合字西中川７番地グリーンハウス２Ｆ西
債務者　添田　真紀
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
茨城県取手市東５丁目３番16号
債務者　岩田　武雄
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
群馬県桐生市東５丁目３番13号
債務者　伊藤　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２９６号
名古屋市中川区助光３丁目1201番地　助光荘Ｔ―14棟402号
債務者　姫野　智子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
三重県名張市すずらん台西４番町299番地、前住所三重県名張市箕曲中村91番地１　テラカドコーポレーション１Ｆ
債務者　井上　龍一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３８５号
三重県員弁郡東員町大字瀬古泉617番地１
債務者　徳永　一也
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２号
名古屋市港区八百島２丁目608番地　サンハイツ福田101号、申立時の住所三重県桑名市大字桑名647番地84
債務者　黒田アスカ
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係